

令和3年4月24日

緊急事態宣言発出に伴うアルコール類の提供自粛について

皆様ご承知の通り、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年4月25日～5月11日迄の間、大阪・京都・兵庫に緊急事態宣言が発令されました。

今回の緊急事態宣言に於いては「酒類の提供やカラオケ設備のある店舗に対する休業要請、酒類などを提供しない飲食店は午後8時までの営業時間短縮」という措置が取られます。

ゴルフ場内のレストランは飲食店の営業許可を取得しているため、「飲食業」に該当することになります。従いまして昼食時であっても酒類の提供をした場合、休業要請の対象になり、提供しない場合は午後8時までの営業が可能と解釈されます。

以上のことを踏まえ、東近畿地区支配人会より対象地域のゴルフ場に対し、アルコール類の提供について自粛要請が出ておりますので、ご来場の皆様方には何卒、ご理解ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

以 上